

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

| | |
|------------|---|
| Title | 「伊都岐島社神主佐伯景弘解」提出の背景 |
| Author(s) | 山口, 佳巳 |
| Citation | 厳島研究 : 広島大学世界遺産・厳島-内海の歴史と文化プロジェクト研究センター研究成果報告書 , 6 : 26 - 33 |
| Issue Date | 2010-03-31 |
| DOI | |
| Self DOI | |
| URL | https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049157 |
| Right | |
| Relation | |



「伊都岐島社神主佐伯景弘解」提出の背景

広島大学大学院文学研究科 山口佳巳

一 はじめに

厳島神社は、瀬戸内海に浮かぶ宮島に鎮座する安芸国一宮である。平清盛により社殿を一新する大造営が行われ、現在の原型となる社殿が整えられたのは仁安三年（一一六八）頃とされてきた。その完成時期の根拠となっているのが、仁安三年の「伊都岐島社神主佐伯景弘解」¹⁾以下、「佐伯景弘解」とする）である。

「佐伯景弘解」には、厳島神社の鎮座や神主の系譜、そして往時完成したばかりの社殿が間面記法²⁾による規模とともに列記されており、厳島神社を研究する上で最も重要な史料であると言っても過言ではない。しかし実際のところ、先学における「佐伯景弘解」についての解釈は一定ではない。また、造営年代についての具体的な考証はなく、「佐伯景弘解」が提出された年紀を引いたに過ぎない。

本稿では、先学の解釈を見直し、「佐伯景弘解」を改めて検証することにより、その提出された背景について新たな所見を示すことを目的とする。また、清盛による造営年代も併せて再考し、仁安造営時の様相を明らかにしたい。

二 「伊都岐島社神主佐伯景弘解」と『兵範記』

まず、本稿の主題である「佐伯景弘解」の必要箇所を以下に抜粋しておく。たい。

佐伯景弘解（一）内は割註

安芸国伊津岐嶋社神主散位佐伯朝臣景弘解 申請 官裁事

請殊蒙 官裁、因准傍例、被下 宣旨、限永代令当国宰吏募重遷任功、
修造当社神殿舎屋等状

一 諸国神社国司募重任功造営例

伊勢国 多度社

守藤原朝臣資成募重任功、造進宝殿舎屋、調進御神宝御装束等

永万二年十二月廿四日 宣旨

駿河国 浅間社

守藤原朝臣為保募重任功、造進神殿舎屋等

仁安三年五月十一日 宣旨

常陸国 鹿嶋社

介藤原朝臣盛輔募重任功、修造神殿

大治五年五月廿五日 宣旨

下総国 香取社

守藤原朝臣親通募重任功、造進彼社

保延四年十一月六日 宣旨

越前国 氣比社

守高階朝臣盛章募重任功、修造神殿雜舎鳥居橋埦等

保延元年十二月二日 宣旨

出雲国 杵築社

守藤原朝臣顯頼募重任功、造進舎屋

天永二年十二月廿四日 宣旨

備中国 吉備津宮

守藤原朝臣定綱募重任功、造進舎屋門廊等

康平七年十二月廿一日 宣旨

紀伊国 日前国懸熊野新宮丹生社等三箇所

守小槻宿禰孝信募重任功、造進神殿雜舎等

承暦四年十二月六日 宣旨

一 当社神殿舎屋等色目事

本宮分 三十七字 間敷三百間

九間二面檜皮葺宝殿一字

五間二面同宝殿一字

- 二間二面同小社二字〔号瀧宮〕
- 一間二面同小社一字〔号大伴〕
- 祓殿間同小社一字〔号江比須〕
- 八間二面二棟同拜殿一字
- 六間三面同舞殿二字
- 六間二面同拜殿一字
- 七間三面同下居屋一字
- 二間二面^(同脱之)下居副屋一字
- 三間二面同侍屋一字
- 一間同釣殿一字
- 六間二面同粥座屋一字
- 六間二面^(同脱之)參詣宿屋一字
- 五間二面同御供所屋一字
- 六間二面同釜神殿屋一字
- 八間二面同朝座屋一字
- 五間二面同侍屋一字
- 五間二面同御読経所屋一字
- 五間二面同経藏一字
- 百十三間同廻廊一字
- 同四足一字
- 同鐘樓一字
- 五間一面同御厩一字
- 三間二面瓦葺宝藏一字
- 七間二面萱葺御倉一字
- 五間二面板葺膳所屋一字
- 屏門一字
- 屏二十七間
- 六間屏葺廊一字
- 玉垣三十五間

平門二字
 五間二面大伴社拜殿一字
 七間四面萱葺屋一字〔四面庇比皮葺〕
 七間小舎人所屋一字
 七間曲掌所屋一字
 鳥居四基
 外宮分 十九字 間数七十七間
 (中略)

右、景弘謹檢案内、当社者推古天皇癸丑之年、和光同塵垂跡以降、星霜歲重、感応日新、則是鎮護國家之仁祠、當國第一之靈社也、參詣之輩必蒙眷顧、尊崇之人專預冥助、因茲每有損色、國郡同心注進全破、被下 宣旨、所令修造也、但不愆其基址、尚立此海浜、然間當波易破、待風不全、爰景弘情案事情、御垂跡之時、御託宣狀云、末代及破壞、令造改之日、先經 上奏、輒莫進止、兼又以異姓他人、不可為神主、不可從神事、以佐伯鞍職子々孫々為神主職、令遂造營者、彼鞍職者景弘之曩祖也、景弘者彼鞍職之末孫也、且依為重代之神主、且以為譜第之氏人、件神殿并舎屋等偏勵私力、悉遂造畢、是則社家之力不幾、土木之功難成故也、抑神殿之外舎屋、元是為板葺、今皆改檜皮、加之神殿舎屋或増間数、或多新造、以金銅為金物、施華麗加莊嚴、大厦之構不日終功、是依致信心、自可叶神慮者歟、勤勞已超前蹤、感応蓋覃來葉、唯恐將來破損之時、自無人於修復、仍諸國神社、募重任功國司造營例、粗注大概載狀右、今准傍例、被下 宣旨、自今以後、限未來際、当社破壞顛倒之時、隨社家申請、令當國宰吏、募重遷任功、遂其修造、然則國家泰平、弥撫明民、社壇靜謐、鎮祈天長、望請 官裁、因准傍例、為被下件 宣旨、注狀以解、

仁安三年十一月日 神主散位佐伯朝臣景弘

この文書は、冒頭にあるように、伊津岐嶋(伊都岐島・嚴島)神社の神主佐伯景弘が、永代にわたり安芸國の國司重遷任の功を募り、嚴島神社の神殿舎屋等を修造させる宣旨を下すことを願ひ出たものである。

はじめに、「一諸国神社国司募重任功造営例」として、伊勢国多度社を筆頭に、国司重任の功を募って社殿を修造した諸国の神社十社の例を挙げている。次に、「一当社神殿舎屋等色目事」として、「本宮³⁾分 三十七字」及び「外宮分 十九字」を列記している。往時の社殿は、その後、二度の火災を経て再建された仁治度の社殿(図1参照)に継承され、仁安度の社頭景観のあらまは現在(図2参照)まで存続しているものと考えられる⁴⁾。この解によると、景弘は、上記の社殿について私力を尽くして造営したが、海浜に立ち破損しやすいので、将来、修復する人がいなくなることを恐れているという。そこで、先に挙げた傍例にならない、以後、当社が破壊傾倒した時には、社家の申請に従い、国司重任あるいは遷任の功を募り修造するように宣旨を下していただきたいというのである。

この「佐伯景弘解」に呼応するように、『兵範記』⁵⁾には以下の記述が見られる。

兵範記 仁安四年三月廿日条

次下官仰左大将云、可令勘申修造安芸国伊都岐嶋社日時、便被仰下官、退入仰史広盛、令陰陽寮勘申、献上卿、又被内覽奏聞、即返給、仰依勘申行之、下給下官、々々結申、仰同前、退去下給史広盛、早可付国司由下知了、

此事無先例、去年当国司募重任功、可修造由被宣下了、重任申請初被勘下日時也、

陰陽寮

勘申、可被修造安芸国伊都岐嶋社雜事日時、

始木作日時、

四月三日己丑、

時午二点

立仮殿日時、

十二日戊戌、

時午二点

奉渡御体於仮殿日時、

十八日甲辰、

時寅二点

修造正殿日時、

同日甲辰、 時巳二点

立柱次第、(先北、次南、次西、次東、)

奉渡御体於正殿日時、

六月十八日甲辰、 時戌二点

七月二日丙辰、 時戌二点

仁安四年三月廿日、

漏剋博士阿倍朝臣経明、

掃部頭兼権陰陽博士阿倍朝臣季弘、

陰陽博士兼但馬権介賀茂朝臣濟憲、

主計助兼安芸介阿倍朝臣時晴、

主計頭兼頭加茂朝臣在憲、

この記事は、厳島神社において先例のないことであるが、去年(仁安三年)、国司重任の功を募り修造すべしという宣旨が下されたので、重任の申請を行い、初めて修造に関する日時が勘下された旨を記したものである。陰陽寮において正式に修造日時が勘申されており、木作を始める(木工事の開始)、仮殿(本殿修造中の神体の奉安殿)を立てる、御体(神体)を仮殿へ渡す(仮殿遷宮)、正殿(本殿)を修造する、神体を正殿へ渡す(正殿遷宮)、それぞれの日時が選ばれている。これらは二十二社等の特別な神社の修造日時の勘申内容に準じたものである。

三 先学の解釈と問題点

「佐伯景弘解」が提出され、『兵範記』にあるような日時勘下が行われたことに関して、完成したばかりの社殿の修造について宣旨を求めることは疑問であり、その翌年に実際に修造が行われるのは不審とされてきた。

この一連の古文書について、福山敏男博士は「厳島神社の社殿」⁶⁾において、「前年あたりに景弘の修造が終わったばかりの時に、再び修造を要するようになったとは考え難いから、この日時撰定は単に形式的なものである」と推測している。

それに対して、太田博太郎博士は「厳島神社の仁安造営について」⁷⁾において、国司重任の功を募っているからには、形式的なものとするには問題

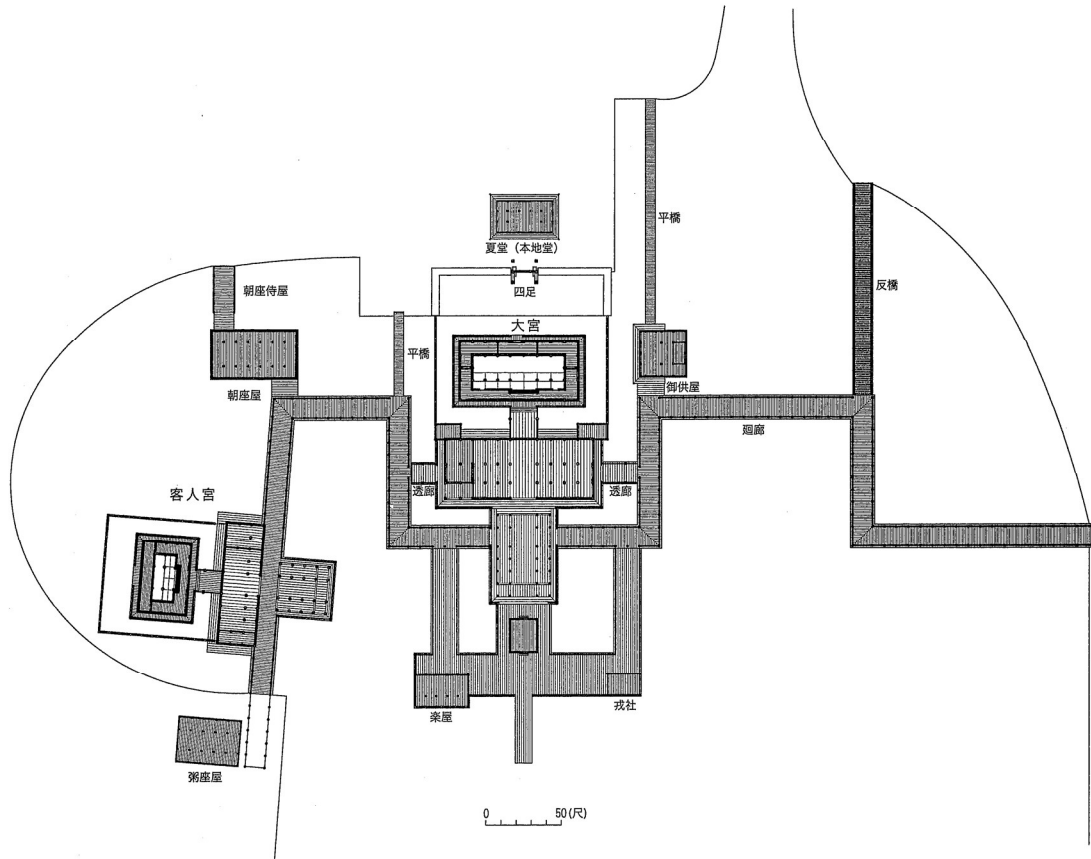


图1 仁治度復元社殿配置图

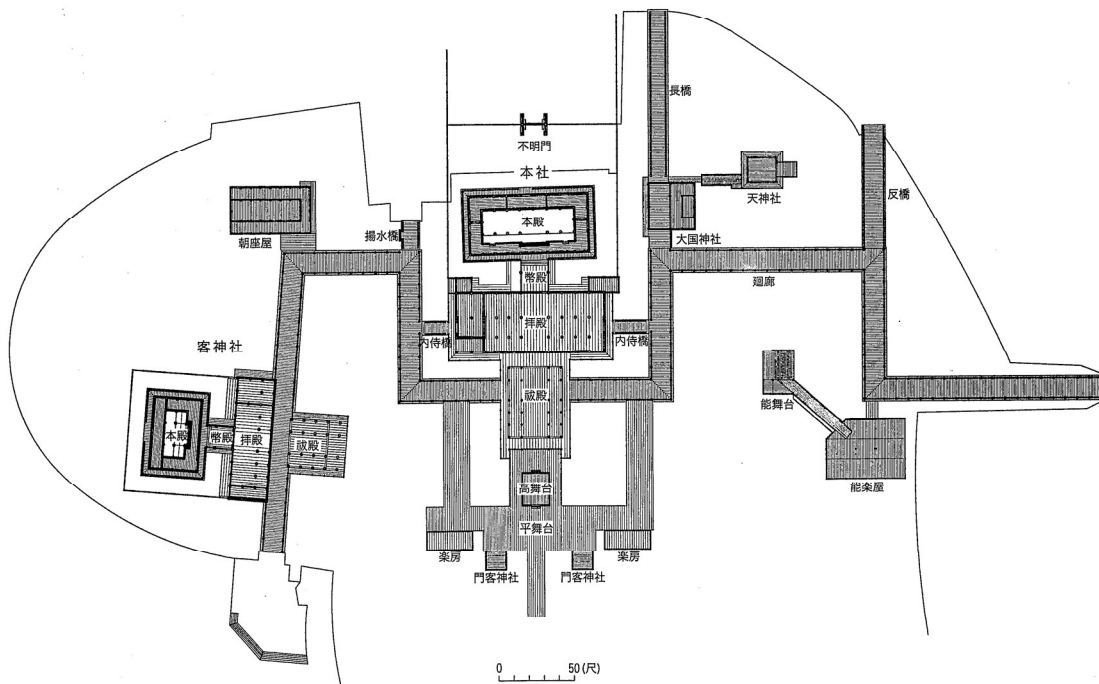


图2 现状社殿配置图

があり、実際に修造が行われたと解釈した方がよいとしている。また、木作始から正殿遷宮までの期間が短期間であるので、修理か一部の造営であろうとしている。さらには、景弘の造営が十分ではなかったため、国司重任の功によりその完成を計ったとし、厳島神社の社殿完成を仁安四年（一一六九）としている。

まず、『兵範記』における重任功の申請と修造日時の勘下について考えてみたい。太田博士も論拠として挙げているが、当時、安芸国の国司、安芸守を務めていたのは、藤原能盛である。その能盛が安芸守として史料に登場し、在任が確認できる期間は、仁安二年（一一六七）正月から承安四年（一一七四）正月までという⁸⁾。国司の任期は四年であったので、安芸守を重任している⁹⁾ことは間違いない。したがって、福山博士のいう「単に形式的なもの」とは考えがたい。また、修造の必要がないのに虚偽の申告をし、重任功を受ければ、その罪は重く配流となることもある。

出雲大社の場合、長元四年（一〇三一）、出雲守橘俊孝が、転倒した神殿の造立のため自身の国司重任と、四年間の調庸租税の免除、但馬国や伯耆国等の工夫を給い造立することを申請した¹⁰⁾。しかし、先例に似ず裁許を定めることが容易ではなかったため、状況確認のため使者を遣わせたところ、翌五年、すべて「無実」すなわち虚偽であったことが明らかとなり、俊孝は佐渡国へ配流となった¹¹⁾という。

このような前例があるにもかかわらず、景弘が危険を冒してまで虚偽の申告をしたとは考えられず、実際に修造が行われたとする太田博士の説が妥当であると言えよう。しかし、修造の期間が短いため修理か一部の造営と推定しながら、仁安三年までの社殿は未完成であったと推測し、その完成のために「佐伯景弘解」を提出したとすることは、賛同しかねる。

そもそも、完成したばかりの社殿の修造について宣言を求めるところを疑問視する必要があるのだろうか。たしかに、一般的な神社であったら不審であろうが、厳島神社はその中心的な社殿を海上に建てる前代未聞の神社である。平成三年や平成十九年の台風による被害からも明らかであるが、高潮等の影響を直に受けてしまうのである。景弘は、「立此海浜、然間当波易破」と、そ

の過酷な立地条件を十分把握しており、「唯恐将来破損之時、自無人於修復」と、将来の破損の時を本当に案じていると考える方が適當であろう。

四 平清盛造営社殿の完成時期

では、清盛による造営は、いつ完成したのだろうか。その時期については、太田博士が仁安四年とする¹²⁾ほかは、一般的に仁安三年頃¹³⁾とされてきた。この年代は、「佐伯景弘解」に、仁安三年十一月の時点で完成していた社殿が列記されていることによるものである。但し、厳密に言えば、景弘はすでに完成した社殿についての将来を懸念していることから、仁安三年十一月までには、列記された社殿群は完成していたと考えられる。

そこで、具体的な完成年代の手がかりを平家納経に求めたい。周知の如く、平家納経は清盛が一門とともに書写し、厳島神社に奉納した装飾経である。平家納経に添えられた清盛の願文には、

奉書写妙法蓮華經一部廿八品、無量義、觀普賢、阿弥陀、般若心等經、各一卷、便奉納于金銅篋一合、可安置之於宝殿矣

とあり、妙法蓮華經すなわち法華經二十八卷、無量義經、觀普賢經、阿弥陀經、般若心經をそれぞれ一卷、合わせて三十二巻を書写し、金銅製の篋に納め、宝殿に安置するという。この願文の年紀により、平家納経の制作年代は長寛二年（一一六四）とされている¹⁴⁾。

引用文中に「安置之於宝殿」とあるように、清盛は平家納経を宝殿すなわち本社本殿¹⁵⁾に安置するものとしている。しかも、願文には、

二年之天、暮秋之侯、自參宝前、敬講華偈

ともあり、（長寛）二年の暮秋に、清盛自ら宝前（神前）に参り、華偈を講ずるといふ。平家納経を宝殿に安置し、宝前にて華偈を講ずるためには、本社本殿はもとより、それに連なる拜殿・祓殿、そして祓殿と陸地を繋ぐ廻廊、さらには廻廊の途中に建つ客神社社殿（本殿・拜殿・祓殿）はなくてはならない。加えて、清盛が極楽往生を遂げんがために、善美を尽くして一門で作り上げた渾身の平家納経を奉納するにふさわしい社殿群が整っていたとしても大過はあるまい。すなわち、長寛二年九月までに、海上の社殿群はほぼ完

成していた可能性が指摘できるのである。

また、平家納経が奉納された当初の安置場所は、宝殿つまり本社本殿において神宝や祭具等を納める空間と考えられている¹⁶⁾背面庇としてよいであろう(図3参照)。しかし、海上に建つがゆえに、強い湿気による影響を受けることが想定される。程なくして、陸上の宝蔵に移されたものと考えられる¹⁷⁾。

五 「伊都岐島社神主佐伯景弘解」提出の背景

以上をまとめると、長寛二年九月までには清盛造営になる海上社殿が完成していた¹⁸⁾可能性があり、また、仁安三年の「佐伯景弘解」は虚偽の申告などではなく、真実を述べているものと考えられた。

「佐伯景弘解」提出後、僅か四ヶ月後の仁安四年三月二十日には修造の日時が勘下された。これは、「佐伯景弘解」が提出された仁安三年当時、すでに社殿を修造する必要が生じていた可能性が高い。先にも述べたように、厳島神社は高潮等の影響を受けやすい。仁安三年の秋(七月から九月頃か)、大風(台風)による高潮で、長大な廻廊が歪み、社殿が浮かび上がるなどして、部分的に破損あるいは倒壊したのではなからうか。それが、長寛二年の完成以来初めての災害であり、景弘が将来を心配せずにはいられた必要因ではなからうか。

『兵範記』によれば、仁安四年四月三日に木作始、同月十二日に仮殿造営、同月十八日に仮殿遷宮及び正殿立柱、六月十八日あるいは七月二日に正殿遷宮という日時勘下である。短期間であることは先学の指摘する通りであるが、新たな造営ではなく、破損した社殿の修理が行われたとしてよいであろう。現存する海上社殿において、廻廊の床板は目透かしとなり、拝殿や祓殿の床板は柱に固定されていない¹⁹⁾。この手法により、高潮時において社殿にかかる浮力は著しく軽減され、社殿の破損を防いでいる。そのような高潮に対する措置が、仁安四年の修理の際に行われた可能性もある。

仁安四年の修理以降、幾度もの大風や高潮を経験したことが古文書によって知られる。「刑部大輔景教大鳥居之日記」²⁰⁾には、

一、この御とりゐ四十ねんをへて、正中二年〔きのこのうし〕六月廿五

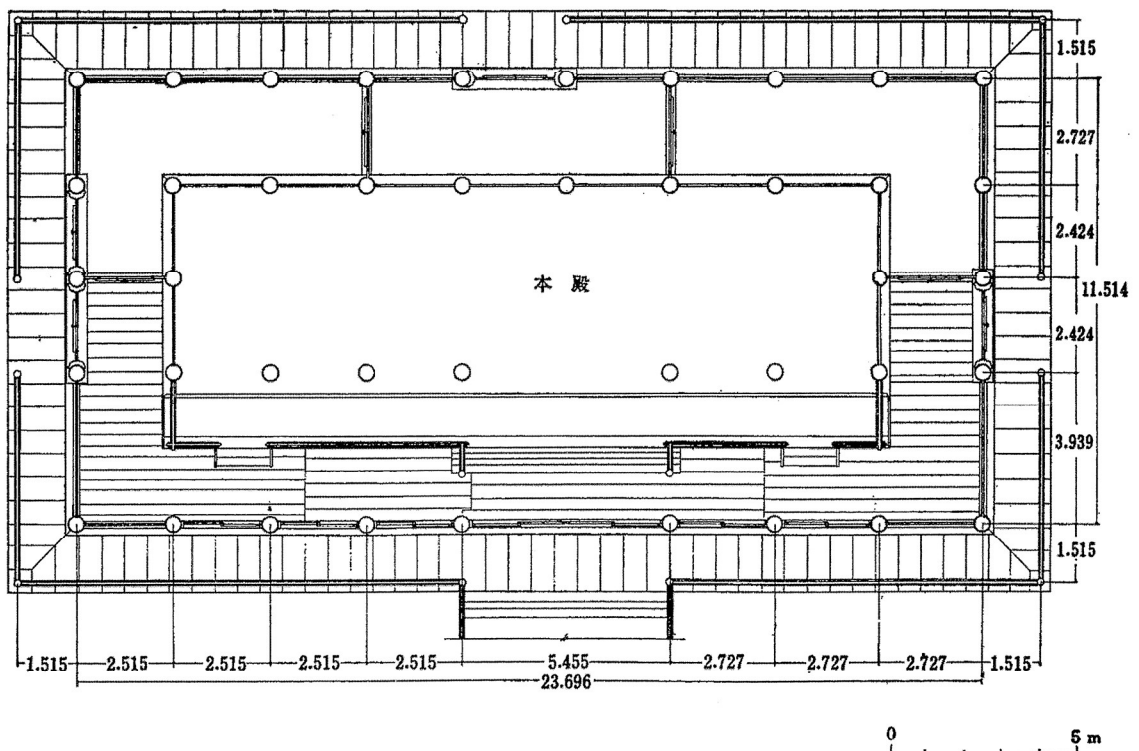


図3 本社本殿現状平面図

日たつの時たをる、(うちそとへ)、ねより大かせによりて、この時ゑひす両しや、ひたりみきりのかくや、ひらふたいともにやふるなりとあるように、正中二年(一三二五)の大風の際、大鳥居が倒れ、戎両社、左右楽屋、平舞台が破損したという。また、「厳島社宮居年記并神主職次第」²¹⁾には、

永正八年^(享祿元年)巳初ノ八月十八日、夜高塩ミツ、神前之三ノキタハシマテミツ、(中略)、大永八年壬九月十五日、夜高塩、御殿ノ板敷までミツ、天文六年七月廿一日、高塩大風、ゑひす、楽屋、舞之台、平舞台破ル

とある。永正六年(一五〇九)と享祿元年(一五二八)には高潮により本殿の階や床板まで満ちたというが、水位が上昇しただけで社殿の倒壊は特になかったらしい。天文六年(一五三七)の大風による高潮では、戎社と楽屋、高舞台と平舞台が破損したという。

このように、高潮による影響は、平舞台先端に建つ左右の戎社及び楽屋、そして平舞台と高舞台に留まり、高潮対策の措置がとられた拝殿・祓殿等の中心的社殿や廻廊の倒壊などは見事に防がれたと言えよう。

六 むすび

検討の結果、厳島神社の中心となる海上社殿群が完成したのは長寛二年九月以前であり、陸上社殿は遅くとも仁安三年十一月までには整ったと考えられた。そして、仁安三年の秋、大風による高潮等で海上社殿が部分的に破損もしくは倒壊したことを契機に、将来を案じた景弘が解文を提出するに至ったものと推測された。さらに、仁安三年に破損、倒壊した社殿は、翌年に修理されることとなったが、それと同時に、拝殿・祓殿等の中心的社殿や廻廊の床板に、今日見られるような高潮対策の手法が導入された可能性があると指摘した。

「佐伯景弘解」は、厳島神社を研究する上で最も重要な史料でありながら、その評価はこれまで必ずしも一定ではなく、また深く検討することなく、その提出年代が厳島神社の造営年代とされてきた。本稿において造営年代を再検討し、「佐伯景弘解」は高潮被害に対する修復や改造などの措置を講じたも

のであるらしいと考えることにより、その成立背景について新たな見解を示せたと思う。

註

- 1) 史料通信叢誌第巻編厳島誌所収文書一(「広島県史」古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年上梓)
- 2) 三浦正幸「問面記法の運用に関する考察」(『仏教芸術』第二七〇号、毎日新聞社、平成十五年)参照。
- 3) 「本宮」とは、内宮のことである。厳島神社は、古来より内宮と外宮に分かれており、内宮は現在の厳島神社、外宮は厳島の対岸の廿日市市地御前にある厳島神社摂社地御前神社に相当する。
- 4) 拙稿「仁治度厳島神社廻廊の復元的研究」(『国立歴史民俗博物館研究報告』第一四八集、国立歴史民俗博物館、平成二十年)及び「仁治度厳島神社の社殿」(『広島大学総合博物館研究報告』第一号、広島大学総合博物館、平成二十一年)を参照されたい。
- 5) 『史料大成』兵範記四、内外書籍株式会社、昭和十一年上梓。
- 6) 『仏教芸術』第五二号、毎日新聞社、昭和三十八年／福山敏男『日本建築史研究』、墨水書房、昭和四十三年に修正再掲。
- 7) 『大和文化研究』二二〇六、大和文化研究会、昭和四十二年／太田博太郎『日本建築史論集』Ⅲ、社寺建築の研究、岩波書店、昭和六十一年に註を加え再掲。
- 8) 小松茂美「平家の厳島信仰」(『小松茂美著作集』第十巻、平家納経の研究二、旺文社、平成八年)に詳しい論考がある。
- 9) 太田は、『兵範記』の仁安二年(一一六七)正月廿七日の条(『史料大成』兵範記三、内外書籍株式会社、昭和十一年上梓)に、「従五位上」として「安芸守藤原朝臣能盛」とあり、嘉応元年(一一六九)十二月一日の条(『史料大成』兵範記五・三長記補遺、内外書籍株式会社、昭和十四年上梓)に、「安芸守能盛」とあることから、仁安三年(一一六八)末か、四年(一一六九)の初めに重任されたことは疑いないという。詳しくは、前掲の太田論文(註7)を参照されたい。
- 10) 『左経記』(『史料大成』左経記、内外書籍株式会社、昭和十一年上梓)の長元五年(一一〇三)六月三日の条に、「出雲守俊孝申請、被定重任、并被免四箇年調庸租税等、兼給但馬国伯耆等工夫、造立杵築社并其内宝殿事」とある。

上記を含め出雲大社に関しては、三浦正幸の「出雲大社本殿」(『日本建築史基礎資料集成』一社殿I、中央公論美術出版、平成十年)及び「古代の出雲大社本殿に関する資料解釈の疑問点」(日本建築学会学術講演梗概集(近畿)昭和六十二年)に詳しい。

11)『百鍊抄』(『国史大系』百鍊抄、吉川弘文館、昭和五十四年上梓)の長元五年九月廿日の条には、「出雲守橘俊孝勅罪名、配流佐渡国、是杵築社顛倒并有神託由奏聞、仍遣実檢使之処、皆無実之故也」とあり、また、『日本紀略』の同年八月廿日の条にも同様の記事がある。詳しくは、前掲の三浦論文(註10)を参照されたい。

12)太田は、「佐伯景弘解」提出時、社殿はまだ完成に至っていないと推測し、『兵範記』に見える修造の日時をもつて、その完成時期に当てている。

13)福山前掲論文(註6)、稲垣栄三「厳島神社本社本殿・摂社客人神社本殿その他社殿」(『日本建築史基礎資料集成』二社殿II、中央公論美術出版、昭和四十七年、所収)、三浦正幸「厳島神社本殿」(『四面庇系平面の神社本殿の研究』私家版、昭和六十一年、所収)など。

14)平家納経の制作年代については、小松茂美「平家納経の成立」(『小松茂美著作集』第十四卷、平家納経の研究六、旺文社、平成八年)に詳しい。

15)宝殿は、本殿の美称である。厳島神社には、本社と客神社のそれぞれに本殿があるが、単に宝殿といえはより重要な本社本殿と考えるのが適当であろう。

16)三浦前掲論文(註13)による。

17)建長二年(一二五〇)の「厳島社宝蔵失物注文」(野坂文書三三一「広島県史」古代中世資料編III、昭和五十三年上梓)には、

注進

熊野三郎焼破宝蔵盗取色々宝物事

建長二年八月二日辰時見付之

合

一、一品経三十二卷内

盗取分十六卷

残十六卷(在之)

此外御箱飾伏輪等少々失之(以下略)

とある。この一品経三十二巻は平家納経のことである。そのうち、十六巻を熊野三郎に盗まれたという。この記事により、建長二年当時、平家納経は宝蔵に安置されていたことが明らかである。

18)なお、陸上社殿については、遅くとも「佐伯景弘解」が提出された仁安三年十一月

までには完成したとしてよいであろう。「佐伯景弘解」に列記された社殿のうち陸上に存したと考えられるものは、滝宮社(二字)、大伴社、粥座屋、参詣宿屋、釜神殿屋、御読経所屋、経蔵、鐘楼、御厩、宝蔵、御倉、膳所屋、大伴社拜殿、萱葺屋、小舎人所屋、曲掌所屋(門扉及び鳥居を除く)である。なお、粥座屋は陸上社殿ではあるが、廻廊東端部に位置していた(拙稿「仁治度厳島神社の廻廊間敷及びその配置に関する考察」『芸備地方史研究』第二五八・二五九号、芸備地方史研究会、平成二十年を参照されたい)と考えられ、海上社殿と同様に長寛二年(一一六四)九月までには完成していた可能性が少なくない。

19)中電技術コンサルタント(株)世界遺産・厳島の防災を考える会編『世界遺産・厳島先人に学ぶ防災の知恵』(中電技術コンサルタント株式会社フロンティアプロジェクト室、平成十九年)を参照されたい。

20)厳島野坂文書一五六二(『広島県史』古代中世資料編II、昭和五十一年上梓)

21)野坂文書四二八(『広島県史』古代中世資料編III、昭和五十三年上梓)

図3は、稲垣栄三編『日本建築史基礎資料集成』二社殿II(中央公論美術出版、昭和四十七年)所収図を転載したものである。